

4. 採水地点

採水地点は、原則として給水栓（蛇口）で行いますが、送配水管内で水質変化が起こらないことが確認されている無機物、有機物等の水質項目については、給水栓に代えて配水場の出口を採水地点とします。

(1) 給水栓（蛇口）

配水場からの配水系統ごとに、市内全域で5箇所の採水場所を設定します。
採水場所は、公民館、公園等の公共施設の給水栓（蛇口）とします。

(2) 配水場

配水が水質基準を満たしていることを確認するために、配水場の出口を検査地点とします。